

学校における食育団体等活用事業実施要領

長野県教育委員会事務局保健厚生課

第1 目的

地域と公立の小・中学校及び特別支援学校（以下、「学校」という。）が連携した食育の一層の推進及び充実を図るため、子どもたちと共に食に関する活動を実施する食育団体等（個人を含む。以下、「食育団体等」という。）の活用を促進する。

第2 事業内容

- 1 長野県教育委員会は、学校における食に関する活動の実施が可能な食育団体等の情報を収集・登録し、市町村教育委員会（学校組合）（以下、「市町村等」という。）及び学校へ提供する。
- 2 市町村等及び学校は要領第6により事業を実施する。

第3 食育団体等の登録条件

次の各号に該当する者は、登録ができないものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団その他の反社会的勢力である団体又は個人暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (2) 特定の宗教団体若しくはこれらの外部団体の活動又は特定の宗教のための活動と認められることを行う者
- (3) 特定の政治団体若しくはその外部団体の活動、又は特定の政治団体のための活動と認められることを行う者
- (4) 偏った思想又は科学的な根拠のない説明や指導等を行うと判断される者
- (5) 学校における活動において、営利を目的とする者
- (6) その他、長野県教育委員会が食育団体等として登録するに適さないと判断した者

第4 食育団体等の登録

- 1 学校と連携した食育活動を希望する食育団体等は、次により長野県教育委員会へ登録を申し込むものとする。
 - (1) 提出書類等
登録申込書（様式1）、登録に係る確認書（様式2）及び食育団体等の活動概要が分かる資料（パンフレット、事業計画書等）
 - (2) 提出方法
郵便、ファクシミリ、メール、又は電子申請により長野県教育委員会事務局保健厚生課へ提出する。なお、電子申請の方法は別途提示する。
- 2 長野県教育委員会は、前項の規定による申込内容を審査し、その結果を食育団体等に通知する。
- 3 第1項に規定する食育団体等の登録申込は通年受け付ける。
- 4 登録は、要領第7第2項及び同第3項に規定する者を除き、次年度以降も自動的に更新する。

第5 登録情報の提供

長野県教育委員会は、毎年3月に食育団体等活用事業登録者一覧（様式3）を市町村等の食育担当課及び特別支援学校へ提供する。

第6 登録食育団体等活用事業の実施方法及び経費負担

登録食育団体等の活用を希望する学校長は、次により事業を実施するものとする。

（1）事業の実施計画

学校長は、食育団体等と直接連絡調整の上、食に係る活動（授業等）を計画する。

（2）事業の実施報告

学校長は、事業実施後1か月以内に事業実施報告書（様式4）により長野県教育委員会に報告する。

（3）事業に係る経費負担

当該事業に係る経費の負担については、食育団体等と学校が協議により決定するものとする。

第7 登録食育団体等の登録内容の変更及び登録解除等

1 登録食育団体等は、登録内容に変更があった場合は速やかに登録情報変更届（様式5）により長野県教育委員会へ届け出る。

2 登録食育団体等は、登録の解除を希望する場合は速やかに登録解除届（様式6）により長野県教育委員会へ届け出る。

3 長野県教育委員会は、登録食育団体等が当該事業の実施者として適切ではないと判断した場合は、当該団体等の登録を取り消すことができる。

第8 個人情報保護

長野県教育委員会は、本事業で収集した個人情報については個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に取扱うものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は長野県教育委員会が別に定める。

この要領は、令和7年1月10日から適用する。